

リスクアセスメントの実施に関する Q&A(平成 28 年 10 月版)

No	質問	回答
1	リスクアセスメントはどんな方法で実施しても良いですか。	<p>どんな方法でも結構です。個々の事情に合わせ適切な方法を採用ください。</p> <p>ただし、少なくとも以下に示す化学物質の危険有害性をすべて考慮するようにしてください。</p> <p>(1) 爆発・火災等の物理的危険性                      (2) 化学物質の腐食性等による眼や皮膚への障害の危険性                      (3) 化学物質の毒性による急性および慢性の健康障害の危険性</p>
2	平成 28 年 6 月 9 日付通知に添付されているチェックシートを使ってリスクアセスメントをしなければならないのですか。	どんな方法でも結構です。詳細は No. 1 を参照ください。
3	平成 28 年 6 月 9 日付通知に添付されているチェックシートの方式は、非常に多くの化学物質を使用する研究室では煩雑すぎて実施困難です。研究室では学生に対し必要な安全教育を実施しているので、それでよいのでしょうか。	リスクアセスメントの方法は任意ですので、研究室の特性等に応じ、工夫いただければ結構です。これまでの安全教育に化学物質の危険有害性がもれなく入っているのであれば、それをアセスメントとみなしていただいて問題ありません。なお、それを記録として残しておくようにしてください。
4	リスクアセスメントはどういった単位(個人、研究室等)で実施する必要がありますか。	<p>化学物質を用いる実験等を個人で行う場合が多いと思いますが、その場合は原則として実験者自身で実施ください。実験者が確実に化学物質の危険有害性を理解する必要があります。</p> <p>2 人以上のグループで実験を行う場合、グループ単位でリスクアセスメントを実施いただければ結構ですが、その結果および実施すべき対策を必ずグループ構成員に周知ください。</p> <p>研究グループ単位等で実施いただくこともありますが、その際は当該化学物質の使用者にリスクアセスメントの結果を確実に周知いただくようお願いいたします。</p>
5	すべての化学物質について実施するとありますが、「化学物質」の定義を教えてください。	原則として MaCS-NU に登録する必要のある化学物質を対象とします。ただし、その対象外でもリスクの高いものについては、適宜判断し実施ください。
6	すべての化学物質についてアセスメントを実施することは負担が大きすぎます。法定の 640 物質に限定したほうが良いと思います。	<p>これまで大学等で発生している化学物質由来の事故の多くは 640 物質以外の物質が原因となっています。事故防止の観点からリスクアセスメントを進めていることをご理解ください。640 物質以外では消防法に定める危険物や高圧ガスに特に留意ください。</p> <p>物質数が非常に多い場合、まずリスクの大きいもののリスクアセスメントを実施いただくなど工夫いただければ結構です。</p>
7	法定の 640 物質のリストはありますか。	<p>化学物質リスクアセスメントのページから一覧表をダウンロード可能です。</p> <p>また、MaCS-NU で特定の化学物質を表示すると、法定の 640 物質に該当する場合、「法規」欄に「57 条の 2(SDS 交付義務)」と表示されています。</p>
8	混合物として販売されているもの(例えば、抗体や培地、生化学用試薬)のリスクアセスメントはどのように考えればよいでしょうか。例えば、防腐剤としてアジ化ナトリウムがキット中にごく微量含まれている場合などです。	<p>大学の場合、特に化学物質については様々な使用場面があり、一義的に取扱いを決めることがむづかしいので、研究を指導されている先生方のご判断でリスクアセスメントを実施するか否かを決めていただければ結構です。</p> <p>たとえば、質問の微量のアジ化ナトリウムを含む混合製品については、含有率がごく微量で健康障害や爆発性などの心配をしなくても良いとの判断であれば、特にリスクアセスを実施いただかなくとも結構です。一方、当該製品の取扱い説明書などに、取り扱いや廃棄時の注意事項等があるのであれば、それを遵守できるように、実験の手順・安全対策等を考えていただくことがリスクアセスメントになると考えます。</p>

No	質問	回答
9	窒素はその状態(液体、高圧ガス)でそれぞれリスクアセスメントをするべきですか。	寒剤と高圧ガスでは状態がまったく違いますので、それぞれでリスクアセスメントをする必要があります。なお、窒素自身は法定の 640 物質には含まれていません。
10	同じ化学物質について、使用のたびにリスクアセスメントを実施する必要がありますか。	一度リスクアセスメントを実施したら、同じ化学物質について再度実施をする必要はありません。ただし、大幅に実験スケールを大きくする、あるいは使用温度を大幅に高くするなど、リスクが大きくなる場合には、再度実施ください。
11	少量しか使わないリスクが低い化学物質は、リスクアセスメントを省略しても良いですか。	原則としては、少量でもリスクアセスメントを実施いただくことをお願いしています。ただし、リスクが低いことが明確であれば、省略いただいても結構です。
12	過去に使用した化学物質について、さかのぼって実施する必要がありますか。	リスクアセスメントを開始した時点以降に使用する化学物質について実施いただければ結構です。過去にさかのぼる必要はありません。
13	リスクアセスメントの結果を教員が確認することになっていますが、教員が学会など出張できないときは確認ができないため、実験は実施できないでしょうか。	原則として、実験計画をできるだけ早く立て、その段階でリスクアセスメントを実施し、指導教員の出張等の前に承認を得ておいてください。 ただし、急な実験計画で計画外の薬品を使うことになった場合などのために、指導教員の代理者(たとえば、研究室内の経験の深い研究員や博士課程の学生など)を指定しておき、学生のリスクアセスメントを確認いただければ結構です。
14	平成 28 年 6 月 9 日付通知に添付されている手順には「ノートに貼りつける」とありますが、他の方法でも良いでしょうか。	同通知に添付されている手順はあくまで一例です。研究室等の事情に合わせ、他の方法を採用いただいても問題ありません。
15	リスクアセスメントを実施したら、本部に報告が必要でしょうか。	報告は不要です。研究室等で保管ください。
16	電子的な方法で実施・保管してもよろしいですか。	結構です。
17	リスクアセスメント実施により書類が膨大に増えることになりませんか。	同一化学物質のリスクアセスメントは原則として 1 回だけでよいので、書類がそれほど増えることはないと思います。それでも書類が多い場合、実質的に安全が確保できるリスクアセスメントの方法を研究室等で考案いただいても結構です。 なお、書類を電子化いただいても結構です。
18	学生実験はどうしたらよいでしょうか。	学生実験の場合、すでに確立された実験を事前に先生方が安全にも配慮して計画されていると思いますので、必ずしも個々の学生すべてにリスクアセスメントを実施させなくとも結構です。教員がリスクアセスメントを実施し、学生にそれを伝えていただくという事で問題ありません。 なお、学生実験は学生へのリスクアセスメントの教育の非常に良い機会です。一部の化学物質でも良いので、学生にリスクアセスメントを実際に実施させるのは大変意義があると思います。
19	リスクアセスメントの英語関係の資料はありますか。	平成 28 年 6 月 9 日付通知に添付のチェックシートおよび手順書は英訳版を化学物質リスクアセスメントのページからダウンロードできます。 海外の大学のリスクアセスメントの例も掲載してあります。